

あわらし監査委員告示 第6号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を、あわらし市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和5年6月30日

あわらし市監査委員 伊 東 秀 一
あわらし市監査委員 笹 原 幸 信

記

- 1 監査の種別
定期監査
- 2 監査の対象
教育委員会 教育総務課（金津中学校、伊井小学校、金津東小学校）
- 3 監査の範囲
令和4年度の財務に関する事務の執行及び施設の管理
- 4 監査の期間
令和5年5月1日から令和5年6月6日まで
- 5 監査の方法
あらかじめ提出を求めた監査資料及び財務会計システムをもとに、財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から事務の執行状況を聴取した。また、必要に応じて関係帳簿及び関係書類の通査・照合を行った。
- 6 監査の結果
各学校における財務に関する事務の執行及び施設の管理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については改善、検討が望まれる。

1 不適切な立替払いについて

教育活動に必要な物品等の購入において、職員がやむを得ず支払いを立て替えている事案が複数あった。中には、少額ではあるが私的な買い物と区別せずに同一精算したもの、有料レジ袋の購入といった不要な支出、及び支払い時にポイントカードのポイントを付与している事案が見受けられた。

立替払いを繰り返すことは、私費と公金の混同につながることから、厳に慎むよう求めるが、教育活動の性質上、やむを得ない場合もあると考えられる。

そのような場合は立替払いのルールを順守し、不正のリスクを最小限に留めながら公明な会計の維持に努められたい。

2 立替払い領収処理の不備について

各学校では、職員がやむを得ず立替払いをした場合、速やかな支出起票や出金、支出証拠書類の立替払い処理欄の記入・押印といった、会計処理のルールを設けて、不正のリスクの排除や公明な会計の維持に努められている。

しかし、私的な買い物と同一精算したレシートを添付した処理や、支出証拠書類の立替払い処理欄が未記入、領収日や受領者名の記載漏れ、押印がないといった事案が散見された。会計処理のルールに基づき、速やかで適正な処理に努められたい。

3 立替払い領収処理の遅延について

立替払いから領収処理までの期間が、3～6か月以上経過しているものや、感熱紙のレシートや領収書を長期間手元に保管していたことから、文字が一部退色して消えているものを証拠書類として添付した事案があった。

会計処理のルールに基づき、速やかで適正な会計処理に努められたい。

4 支払遅延について

教育活動に必要な物品等の購入において、請求書を受領してから支払いまでに1ヵ月以上経過している事案が散見された。

保護者の学納費等の納付遅延により集金が揃わず、速やかな支払いに苦慮している状況もあるとのことだが、支払遅延は金額の大小にかかわらず法に抵触し、契約相手方の資金繰りに影響を与えることから、以後、速やかな支払手続きを行うよう改善されたい。

5 誤出金の処理について

通帳や学年会計出納簿において、誤出金が多数見受けられた。請求額と相違した額を出金し、後で誤りに気付いて同額を入金しているケースが多かったが、中には、数千円を誤出金して入金まで3週間以上も手元に現金を所持していたもの、支出起票を伴わない出金をしているもの、また、出金日が学年会計出納簿と通帳とで相違している事案もあった。

誤出金の繰り返しや、長期間手元に現金を所持することは、不正を疑われるリスクの高い不適切な会計処理であることから改善されたい。

6 購入金額5万円以上の領収書について

購入金額5万円以上の領収書に収入印紙が未添付の案件が散見された。業者への指摘、及び指導による改善が必要と考える。

7 学校給食会計について

学校給食会計については、給食費の集金額が多様（低学年と高学年、アレルギー除去食や牛乳なしといった配慮等により額が異なる）、保護者の給食費納付遅延、毎日の欠食者の把握、給食センターとの減食伝票のやり取り、連続して5日以上欠席者への給食費返金など、会計処理がかなり煩雑である事がわかった。

また、そのような状況に加えて令和4年度は、9月から給食費の値下げによる集金額の変更や、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症の流行で、欠席者が多数あったことも影響して、日々かなり苦慮されている状況であった。

給食会計については、他の小中学校の現状を把握したうえで、市教育総務課や給食センターとも協議して負担軽減につながる方法を検討する必要があると考えられる。

8 施設の維持管理、補修について

施設の修繕については、限られた予算の中で適切な営繕計画に基づき教育環境の整備に努められたい。

【金津中学校】

- ・防球ネット：6月にネット張替工事を発注済み。
- ・雨漏り：(1) 2階 2年4組教室前

(2) 2階⇔1階 南側階段踊り場

(3) 1階 職員室東側廊下階段

- ・ 体育館電灯：5ヶ所切れている。うち3ヶ所は電源をONにしても点灯せず、2ヶ所は時間が経過すると消える。

【伊井小学校】

- ・ 配膳室シャッター：給食センターのトラックから給食を積み降ろしする場所のシャッターが、故障により自動昇降が作動せず、現在は手動に切替えて開閉している状況。施錠できないため、シャッターの一部と天井とを突っ張り棒で固定して、外部から侵入できないように対応している。
- ・ グラウンド西側フェンス：トランスファーマテック清間工場の敷地と隣接する箇所。地境には並行して水田用水路があるため、用水路への転落防止等のために学校敷地側に高めの金網フェンスを設置してあるが、支柱が腐食等により浮いている等十分な固定がされていない状況。バリケードフェンスを置いて児童が侵入できないようにしている。

【金津東小学校】

- ・ バックネット：コンクリート基礎にひびが入っているが継続案件。
- ・ 雨漏り：(1) 1階 保健室前廊下。雨水が壁を伝って床に水溜まりができることがある。
(2) 1階 給食配膳室の電気系統周辺の壁に雨水が浸込み、表面が腐食して浮いている。
(3) 2階 コンピューター室前の廊下の壁
(4) 3階 ICTルームから5年生教室にかけての廊下の壁
- ・ 非常口：体育館西側の非常口の引戸が重くスムーズに開閉できない。南側の体育館玄関につながる非常口には、下駄箱付近に高跳び用マットがロープで固定して立てかけてある。